

15 遺言書保管官による相続人等への通知



① 関係遺言書保管通知

遺言書保管官は、請求により次の交付又は閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該**関係遺言書を保管している旨を全ての関係相続人等に通知します**（法第9条第5項、政令第9条第4項、省令第48条）。 様式は本ページ右下参照

- ◆ 遺言書情報証明書の交付（法第9条第1項）
- ◆ 関係遺言書の閲覧（法第9条第3項）
- ◆ 関係遺言書保管ファイルに記録された事項の閲覧（政令第9条第1項）



既に知っているとき（閲覧をした者や遺言書情報証明書を取得した者）には通知を省略します。

通知の対象となるのは、上記証明書の交付と閲覧のみ

通知先

- 1 遺言者の相続人
 - 2 受遺者（第4条第4項第3号イ）
 - 3 遺言執行者（第4条第4項第3号ロ）
 - 4 上記2及び3以外の関係相続人等
- ※省令第48条第1項

全ての関係相続人等に対して通知

関係遺言書を現に保管する遺言書保管所の遺言書保管官が、関係遺言書を保管している旨の通知を送付します。

※省令第48条第2項

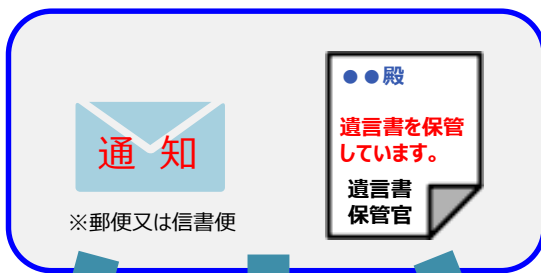


現に保管する遺言書保管官

システムのメッセージ機能

※省令第48条第3項

関係遺言書を現に保管しない遺言書保管所の遺言書保管官が、遺言書情報証明書の交付又は遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせたとき



受遺者
遺言執行者



相続人

※相続開始時の相続人



その他の
関係相続人等

関係遺言書保管通知は、閲覧等の請求の際に、その写しを添付することにより、遺言者の最後の住所、本籍（外国人の場合は国籍）、死亡の年月日並びに遺言者の相続人の氏名、出生の年月日及び住所について、請求書の記載を省略することができます。

① 関係遺言書保管通知

遺言書の保管に関する通知

下記の遺言者の申請に係る遺言書を保管している旨を通知します。

遺言者の氏名	遺言者 太郎
遺言者の出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	<input type="checkbox"/> 法務局
保管番号	00001-00000-000

【注意事項】

- 1 本通知は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）第9条第5項の規定に基づき、遺言者（相続人等）の申請に係る通知書（遺言書）に添付された関係遺言書（記録された物）及び遺言執行者等（遺言書）に記載された事項に基づき、上記通知を行います。
- 2 この通知は、上記通知書（通知）の閲覧又は遺言書情報証明書の取得等の内容を確認するに必要とする旨の交付の請求を行うことができません。必要な情報については、法務局HP（<http://www.mof.go.jp/mof/japanese/000/0005.html>）を参照ください。
- 3 遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付の請求は、あらかじめの遺言書保管所（法務局）に手続のための日時を予約していただくことが必要です。

令和〇年〇月〇日
〇〇法務局

遺言書保管官
法務 三郎





15 遺言書保管官による相続人等への通知



遺言書
保管官

② 死亡時通知

準則第19条（通知に関する申出）の記録をした場合において、遺言書保管官は、**遺言者の死亡の事実を確認したとき**は、その申請に係る遺言書を保管している旨を**当該遺言者が指定した者に通知する**ものとしています（準則第35条）。

◆制度開始時から、**法第9条第5項通知に加え**、死亡時通知の一環として、「**遺言書保管事実証明書**」交付時等に、**遺言者の死亡の事実を確認したとき**、通知を行います。

遺言者の死亡の事実を把握することが可能となる仕組みによる運用は、令和3年度から開始ですが、遺言者からの**申出の受付は制度開始（7/10）と同時に実施**しています。

② 死亡時の通知

遺言書の保管に関する通知（指定による通知対象者用）

下記の遺言者の申請に係る遺言書を保管している旨を通知します。

遺言者の氏名	遺言 太郎
遺言者の出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	〇〇法務局
保管番号	BB101-202007-100

【注意事項】

- 本通知は、遺言者が遺言書の保管の申請に際して行われるものです。
- あなたが、上記遺言者の相続人又は上記遺言書された法務局における遺言書の保管等に関する法律第2号に掲げる者若しくは遺言執行者等である場合には、上記遺言書について、その閲覧等を行うことができる旨の通知が送付されます。この通知については、法務省HP（<https://www.mof.go.jp/>）において、本通知は、遺言書の閲覧又は遺言書の開示に関する通知です。
- 遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付に手続のための日時を予約していただく必要はありません。

令和〇年〇月〇日

〇〇法務局

遺言書保管官
法務 三郎



関係遺言書保管通知との違いは、タイトルの「**（指定による通知対象者用）**」の文言の有無のみです。

死亡時通知には、関係遺言書保管通知の写しを添付したときのような**請求書の一部記載省略等の効果は認められていません**。

また、死亡時通知は、遺言者が保管の申請をした時点での推定相続人もその通知対象者として指定することができます。そのため、関係遺言書保管通知と違い、死亡時の通知を受け取ったとしても、**実際に相続開始時点で相続人でない場合**（遺言者の遺言書の保管申請時以降、当該遺言者と離婚した者などが該当します。）**が含まれること**にも注意が必要です。

この場合、当該遺言書に受遺者等又は遺言執行者等として記載されている場合を除き、当該遺言書の閲覧等の請求を行うことができる者に該当しないこととなります。